

令和5年度 四日市市単独公共下水道（日永処理区）事業計画変更申請図書作成業務委託  
仕 様 書

1. 業務の内容

本市の中心市街地は、四日市港に面した低平地に発達しており、地形的な特徴から旧来より幾度となく浸水被害を受けてきた。そのため、公共下水道事業は雨水排除を主目的として昭和29年から合流式により着手しており、その後、沿岸部の市街地の浸水対策について鋭意整備を進めている。事業着手当時の土地利用状況や降水量実績を基に計画・設計された雨水排水施設は、近年の著しい都市化や地球温暖化の影響による局地的豪雨の発生に対して排水能力が不足しており、各地で浸水被害が発生している。

このような状況を踏まえ、本市では令和3年度に「四日市市雨水管理総合計画」（以降「雨水管理総合計画」という。）を策定し、効率的かつ総合的な浸水対策の実施を図るため、令和4年度に日永処理区における雨水基本計画の見直しを行った。雨水基本計画において雨池排水区に位置付けた六呂見調整池について、令和5年度中に都市計画決定に位置付ける予定である。

本業務は、四日市市単独公共下水道事業について、雨池排水区における雨水基本計画を反映し、下水道法事業計画及び都市計画法事業計画を変更するものである。

○下水道法事業計画変更

- ・対象面積：汚水 3,371.34ha（変更無し）  
雨水 2,366.8ha（変更無し）
- ・雨池排水区 949.10ha の計画変更：10年確率降雨対応、六呂見調整池の位置付け
- ・雨水基本計画に位置付けた施設計画の見直し

○都市計画法事業計画変更

- ・対象面積：汚水 3,344.94ha（変更無し）  
雨水 2,366.80ha（変更無し）
- ・六呂見調整池の位置付け

ただし、計画区域面積については、既計画や他計画との整合を図り、必要に応じて見直しを図ることとする。

作業項目は以下のとおりとする。

(1) 下水道法事業計画変更図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 基本作業の確認
- ② 基礎調査（関連計画の資料収集・整理・下水道整備・維持管理状況の確認・まとめと照査）
- ③ 基本事項の検討（事業計画区域及び計画フレームの設定・まとめと照査）

・雨水計画については、雨池排水区について雨水基本計画の見直しを踏まえて10年確率降雨対応に計画を変更し、市の事業スケジュールにあわせて必要な対策施設を反映する。

- ④ 雨水管渠計画（施設設計の基本方針・既設水路の流下能力検討・枝線ルートを選定・区画割及び面積測定・流量計算・区画割平面図作成・幹線（枝線）管渠縦断面図作成・幹線（枝線）管渠の施設平面図作成・幹線（枝線）管渠の流量計算表作成・下水道計画一般図作成・関連管理者協議用図書作成・雨水流出抑制対策の検討・概算事業費の算出・まとめと照査）

・雨水管渠計画は、雨池排水区について基本計画の見直しを反映する。

・六呂見調整池について、雨水基本計画、都市計画決定及び調整池基本設計を踏まえ、事業計画に位置付けて計画変更図書を作成する。

・その他の雨水管渠計画については、市の事業スケジュールにあわせて必要な対策施設を反映する。

・下水道計画一般図、幹線管渠の区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表を作成し、計画変更が必要な場合は事業計画変更図書を作成する。

- ⑤ 雨水ポンプ場計画（基本方針・維持管理方式の検討・容量、水理計算・施設計画・配置計画・各種図面作成・概算事業費の算出・まとめと照査）

・雨池排水区について、雨水基本計画の見直しを踏まえて10年確率降雨対応に施設計画を変更し、市の事業スケジュールにあわせて必要な対策施設を反映する。

・ストックマネジメント計画等の内容を踏まえて各雨水ポンプ場の計画を策定し、計画変更が必要な場合は事業計画変更図書を作成する。

- ⑥ 財政計画の策定（年度別整備計画・年度別事業費の算出・財源計画・下水道使用料等の見通し・まとめと照査）

- ⑦ 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針（施設の設置に関する方針・施設の機能の維持に関する方針・まとめと照査）

・施設の設置に関する方針 施策数 4 施策

・施設の機能の維持に関する方針 対象施設（管渠・ポンプ場・水処理・汚泥処理）

- ⑧ 提出図書の作成（事業計画書・事業計画説明書・提出図面まとめ・その他参考図書まとめ（雨水出水浸水想定区域図の作成等）・まとめと照査）

- ⑨ 設計協議

- (2) 都市計画法事業認可変更申請図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計画共）

- ① 計画図の作成（事業地を表示する図面 位置図・実測平面図、参考図）

- ② 提出図書の作成（事業計画変更認可申請書・提出図面・参考図書）

- ③ まとめと照査（作業項目における方針の確定・確認と照査）

## 2. 成果品の提出部数

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

### (1) 下水道法事業計画図書

(イ) 事業計画書	協議申出図書 3 部・A 4 判製本	10 部
(ロ) 事業計画説明書	協議申出図書 3 部・A 4 判製本	10 部
(ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度）		白焼き 3 部
(ニ) 主要な管きよの区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度）		白焼き 3 部
(ホ) 主要な管きよ縦断面図（汚水及び雨水）（縮尺横 1/2,500 程度，縦 1/100 程度）		白焼き 3 部
(ヘ) 主要な管きよの流量計算書		白焼き 3 部
(ト) ポンプ場施設図（縮尺 1/500 程度）		白焼き 3 部
(チ) 処理場施設図（縮尺 1/500 程度）		白焼き 3 部
(リ) その他参考図書		
区画割平面図（汚水・雨水）（縮尺 1/2,500 程度）		白焼き 3 部
縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度，縦 1/100 程度）		A 3 白焼き 3 部
枝線の管きよ流量計算書		A 4 白焼き 3 部

### (2) 都市計画法事業認可申請図書

(イ) 申請書	申請図書 3 部・A 4 判製本	10 部
(ロ) 計画書	申請図書 3 部・A 4 判製本	10 部
(ハ) 資金計画書	申請図書 3 部・A 4 判製本	10 部
(ニ) 事業地を表示する図面		
① 下水道計画一般図（縮尺 1/25,000 程度）		白焼き着色 3 部
② 主要な管きよの施設平面図（縮尺 1/2,500 程度）		白焼き着色 3 部
③ 管きよ平面図（縮尺 1/500 程度）		白焼き着色 3 部
④ ポンプ場平面図（縮尺 1/500 程度）		白焼き着色 3 部
⑤ 終末処理場平面図（縮尺 1/500 程度）		白焼き着色 3 部
(ホ) 設計の概要を表示する図面		
① 区画割平面図（縮尺 1/2,500 程度）		白焼き 3 部
② ポンプ場，処理施設計画平面図（縮尺 1/500 程度）		白焼き 3 部
(ヘ) その他参考図書		
計画概要書，都市計画用途地域図，主要管きよ縦断面図，ポンプ場・処理施設 水位関係図，ポンプ場吐口等施設図，流量表，字界図，丈量図		白焼き 3 部

### (3) 打合せ議事録

### (4) 電子成果品一式

※電子データには、原稿データ（Word または Excel 及び PDF 形式）、図面データ（PDF、JPEG 形式）とともに、流出解析モデルデータかつこれを変換した csv ファイル及び shp ファイルを含む。

### 3. 参考図書

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (10) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (12) 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
- (13) 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
- (14) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (15) 下水道雨水管理計画策定マニュアル（全国上下水道コンサルタント協会）
- (16) 四日市市単独公共下水道事業基本計画説明書（四日市市上下水道局）
- (17) 四日市市単独公共下水道事業計画変更協議申出書（四日市市上下水道局）
- (18) 四日市市都市計画公共下水道第1号公共下水道事業計画変更認可申請書（四日市市上下水道局）
- (19) 四日市市総合治水対策 雨水対策編（四日市市総合治水対策検討委員会）
- (20) 四日市市公共下水道雨水基本計画書（四日市市上下水道局）
- (21) 四日市市下水道総合地震対策事業事業計画書（四日市市上下水道局）
- (22) 四日市市公共下水道長寿命化計画（四日市市上下水道局）
- (23) 四日市市公共下水道施設再構築計画（四日市市上下水道局）
- (24) 生活排水処理施設整備計画改定業務委託 報告書（四日市市上下水道局）
- (25) 四日市・鈴鹿水域外3水域流域別下水道整備総合計画（三重県）
- (26) 四日市市雨水管理総合計画（四日市市上下水道局）

## ○仕様書追記事項

### 【 注意事項 】

#### (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

#### (2) 暴力団等不当介入に関する事項

##### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

##### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

#### (3) 障害者差別解消に関する事項

##### 1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

##### 2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。